

第**119**期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所

埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ4階
TOIRO（トイロ）

議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後5時

目次

招集ご通知

第119期定時株主総会招集ご通知 …………… 2

株主総会参考書類…………… 6

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役
(監査等委員である取締役を除く。)
6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任
の件

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する
対応策(買収防衛策)継続の件

提供書面

事業報告

1. 当社グループの現況 …………… 30

2. 会社の現況 …………… 38

連結計算書類 …………… 49

計算書類 …………… 52

監査報告 …………… 55

オリジンの経営理念

人類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し

世界中から情報が集まり人が集まる

「開かれた企業」 となろう

オンリーワン技術を磨く

「独自性ある企業」 となろう

チャンスを与え失敗を乗り越え、任せることの出来る

「自己実現の場である企業」 となろう

新たな価値を創造し、社会に貢献する企業となろう

株 主 各 位

埼玉県さいたま市桜区栄和三丁目3番27号
株 式 会 社 オ リ ジ ン
代表取締役社長 妹 尾 一 宏

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第119期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言は解除されましたものの、人と人との距離の確保、マスクの着用等、新しい生活様式への取組が必要な状況に至っております。この状況を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては現下状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使を行っていただきますようお願いいたします。本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれも無理をなさませぬようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ4階 TOIRO（トイロ）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第119期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第119期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.origin.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付していません。
 - 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.origin.co.jp/>) に掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.origin.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）
- 会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は簡略にさせていただきます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（6頁～29頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※当日ご出席の場合は、書面またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

株主総会開催日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するように返送ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時 到着分まで

インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時 受付分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社オリジン 御中

議決権行使回数

見本

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合・・・「賛」の欄に○印

反対の場合・・・「否」の欄に○印

※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

※ 書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

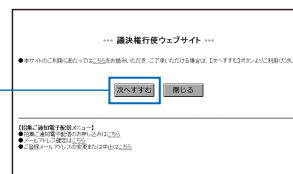
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使用紙に記載の「ログインID」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

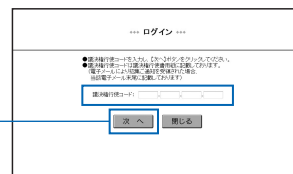
ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

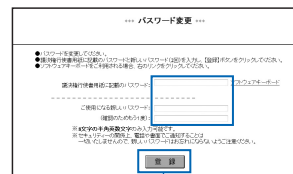
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。



- 3 パスワード変更画面が表示されますので、「パスワード」を入力し、株主さまが以後ご使用になるパスワードを登録してください。2回目以降のログインにはご自身で設定したパスワードをご使用ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00~21:00)

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として考えており、内部留保金とともに1株当たり利益の配分原資の安定成長に努め、業績に見合った安定かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

上記の配当方針および当社の業績等を総合的に勘案し、期末配当については1株につき普通配当20円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当に関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 金 20円 総額 128,180,740円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）9名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者については、指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会において決定しております。また、監査等委員会から、各候補者の当事業年度における業務執行の状況および業績を踏まえ、各候補者は当社取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位
1	妹尾 一宏	再任	代表取締役社長
2	篠原 信一	再任	取締役常務執行役員
3	源島 康広	再任	取締役常務執行役員
4	石田 武夫	再任	取締役執行役員
5	琴寄 正彦	再任	取締役執行役員
6	小池 達子	再任 社外取締役 独立役員	取締役（社外）

候補者番号

1

せ お かず ひろ
妹尾 一宏

1955年3月28日生(満65歳)

所有する当社株式数 18,500株

再任

略歴、当社における地位、担当

1978年4月	当社入社	2009年4月	当社エレクトロニクス事業部長
2002年5月	当社機器事業部技術部長	2010年5月	当社エレクトロニクス事業部長、エコエコ推進室長
2003年6月	当社エレクトロニクス事業部付(部長)	2010年6月	当社執行役員エレクトロニクス事業部長、 エコエコ推進室長
2006年4月	当社管理本部総務部長	2012年6月	当社代表取締役社長(現任)
2007年7月	当社管理本部副本部長、総務部長		
2008年6月	当社取締役		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

妹尾一宏氏は、当社電源機器の技術開発部門での業務経験を経て、埼玉オリジン株式会社代表取締役社長、当社管理本部総務部長を歴任しております。また経営的立場においても豊富な経験を有しており、2012年6月より当社の代表取締役社長を務めております。当社グループの発展のための牽引役として適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

しの はら しん いち
篠原 信一

1956年12月17日生(満63歳)

所有する当社株式数 10,800株

再任

略歴、当社における地位、担当

1979年4月	当社入社	2013年6月	当社上席執行役員研究開発本部長、 メカトロニクス事業部長
2003年4月	当社研究開発本部研究開発室長	2014年6月	当社常務執行役員研究開発本部長、 メカトロニクス事業部長
2005年6月	当社研究開発本部長	2015年6月	当社常務執行役員研究開発本部長、 ディスプレイ事業管掌
2007年6月	当社取締役(現任)	2017年6月	当社常務執行役員研究開発本部長
2007年6月	当社研究開発本部長	2018年4月	当社常務執行役員研究開発統括、 新規事業企画推進担当(現任)
2009年6月	当社メカトロニクス事業部長		
2010年6月	当社執行役員メカトロニクス事業部長		
2012年1月	当社執行役員メカトロニクス事業部長、 システム営業部長、品質統括室長		
2012年6月	当社上席執行役員メカトロニクス事業部長、 品質統括室担当		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

篠原信一氏は、当社の研究開発部門、メカトロニクス事業部での業務経験を経て、様々な功績を残しております。今後も当社の研究開発の生産性、企業価値向上ならびに品質向上に加えて新規事業にも貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

げん じま
源島

やす ひろ
康広

1957年5月12日生（満63歳）

所有する当社株式数 10,100株

再任

略歴、当社における地位、担当

1983年4月	当社入社	2010年6月	当社執行役員研究開発本部長
2001年4月	当社塗料事業部技術部長	2013年6月	当社執行役員エレクトロニクス事業部長
2005年10月	当社塗料事業部技術部付（部長）	2014年4月	当社執行役員エレクトロニクス事業部長、 新規事業推進室長
2009年5月	当社研究開発本部副本部長	2014年6月	当社執行役員エレクトロニクス事業部長
2009年6月	当社取締役（現任）	2015年6月	当社上席執行役員コンポーネント事業部長
2009年6月	当社研究開発本部長	2018年4月	当社上席執行役員技術統括
2009年9月	当社研究開発本部長、知的財産室長	2018年6月	当社常務執行役員技術開発統括（現任）
2010年4月	当社研究開発本部長		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

源島康広氏は、当社製品の研究開発やグローバル展開で培った豊富な知識と経験を研究開発本部にてより深耕させ、エレクトロニクス事業部、コンポーネント事業部に於いて経営手腕を発揮してまいりました。今後も技術統括として幅広い知識と実績を踏まえて当社に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

いし だ
石田

たけ お
武夫

1958年4月17日生（満62歳）

所有する当社株式数 3,000株

再任

略歴、当社における地位、担当

1979年3月	日本ビクター株式会社入社	2016年4月	当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長、新規事業・営業統括、環境向上推進室長
2002年7月	当社入社	2016年12月	当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長、営業部長、環境向上推進室長
2007年4月	当社エレクトロニクス事業部P S生産管理部長	2017年6月	当社取締役（現任）
2010年4月	当社エレクトロニクス事業部生産管理部長	2018年1月	当社執行役員エレクトロニクス事業部副事業部長、営業部長
2012年6月	当社エレクトロニクス事業部生産技術部長、 エコエコ推進室長	2018年4月	当社執行役員コンポーネント事業部長（現任）
2014年6月	当社執行役員エレクトロニクス事業部部長（生産統括）、新規事業推進室長、エコエコ推進室長		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

石田武夫氏は、電気機器事業に従事してきた実績を活かし、当社の生産、技術、営業、新規市場開発、環境関連と多岐に渡る経験を積んでまいりました。今後もコンポーネント事業部において幅広い知識と実績を踏まえて業績向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

5

ことより
琴寄まさひこ
正彦1959年12月8日生(満60歳)
所有する当社株式数 2,400株

再任

略歴、当社における地位、担当

1982年4月	当社入社	2015年10月	当社執行役員管理本部総務部長、本社事業所長
2005年10月	当社メカトロニクス事業部システム技術部長	2017年4月	当社執行役員品質統括室長、本社事業所長(現任)
2010年4月	当社研究開発本部知的財産室長	2018年6月	当社取締役(現任)
2012年2月	当社管理本部総務部長		
2014年8月	当社管理本部総務部長、法務・知的財産室長		
2015年6月	当社執行役員管理本部総務部長、法務・知的財産室長		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員でない取締役候補者とする理由

琴寄正彦氏は、当社メカトロニクス事業部、研究開発本部、法務・知的財産室、総務部等多様な経験を重ね、あらゆる面からの当社の発展を支える実績を積んでおります。今後も当社の品質統括の立場から企業経営に貢献できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

6

こいけ
小池たつこ
達子1957年11月21日生(満62歳)
所有する当社株式数 100株

再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当

1980年4月	愛媛放送株式会社(現 株式会社テレビ愛媛)入社	2011年1月	銀座総合法律事務所入所(現任)
1981年10月	フリーアナウンサー	2018年7月	アゼアス株式会社 補欠監査役(社外)(現任)
2011年1月	弁護士登録(第二東京弁護士会)	2019年6月	当社取締役(社外)(現任)

重要な兼職の状況

銀座総合法律事務所弁護士、東京地方裁判所民事調停員、駒澤大学評議員

監査等委員でない社外取締役候補者とする理由

小池達子氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。またアナウンサーとして培われた経験や幅広い見識等を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 小池達子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 3. 小池達子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
 4. 小池達子氏は、非常勤の取締役候補者であります。
 5. 当社と小池達子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は小池達子氏との間で会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を継続する予定であります。
 6. 社外取締役小池達子氏は、当社が上場する東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位
1	<small>ひ ぐち</small> 樋口 <small>じゅん いち</small> 淳一	新任	取締役執行役員
2	<small>お び なた かつ ひこ</small> 大日方勝彦	再任 社外取締役 独立役員	取締役常勤監査等委員（社外）
3	<small>はなわ</small> 埴 <small>まさ き</small> 昌樹	新任 社外取締役 独立役員	
4	<small>いり え</small> 入江 <small>まもる</small> 護	新任 社外取締役 独立役員	

候補者番号

1

ひぐち じゅんいち
樋口 淳一1959年3月27日生（満61歳）
所有する当社株式数 5,500株

新任

略歴、当社における地位、担当

1982年4月	当社入社	2013年6月	当社執行役員塗料事業部長
2006年4月	当社塗料事業部営業部長（市場開拓担当）	2013年7月	当社執行役員ケミトロニクス事業部長
2007年8月	当社塗料事業部営業部長	2017年6月	当社執行役員管理本部長
2009年7月	当社塗料事業部部長	2019年4月	当社執行役員総務・経理担当
2012年6月	当社執行役員塗料事業部副事業部長（中国統括）	2019年9月	当社執行役員経理担当（現任）
2013年6月	当社取締役（現任）		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員である取締役候補者とする理由

樋口淳一氏は、入社以来当社ケミトロニクス事業部において多くの経験を積み重ね、グローバル化に大きく貢献した実績を持っております。その後、総務・経理の担当役員として管理面でも重責を担ってまいりました。今後はその経験を活かし、監査、監督で企業経営に貢献できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

2

おびなた かつひこ
大日方 勝彦1955年5月21日生（満65歳）
所有する当社株式数 1,800株

再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当

1979年4月	安田生命保険相互会社入社	2010年10月	明治安田アセットマネジメント株式会社取締役 常務執行役員
2003年8月	安田投信投資顧問株式会社常務取締役業務本部長	2014年4月	同社常勤監査役
2005年12月	明治安田生命保険相互会社証券運用部長	2016年6月	当社取締役常勤監査等委員（社外）（現任）
2009年4月	安田投信投資顧問株式会社常務取締役投信業務本部長		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員である社外取締役候補者とする理由

大日方勝彦氏は、生命保険会社運用部での長年の経験における財務および会計に関する相当程度の知見と幅広い見識があり、今後も当社の監査に反映していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

3

はなわ

埜

まさ き

昌樹

1958年2月16日生（満62歳）

所有する当社株式数 0株

新任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当

1981年4月	安田火災海上保険株式会社入社	2014年9月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役 常務執行役員
2006年4月	損保ジャパンひまわり生命株式会社取締役 執行役員経営企画部長	2016年4月	同社顧問
2009年4月	株式会社損害保険ジャパン経営企画部長兼 統合準備室長	2016年6月	損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社 （現 SOMPPOホールディングス株式会社） 監査役
2010年4月	同社執行役員経営企画部長	2019年6月	SOMPPOホールディングス株式会社取締役 （常勤監査委員）（現任）
2012年4月	同社常務執行役員		
2014年4月	同社取締役常務執行役員		

重要な兼職の状況

なし

監査等委員である社外取締役候補者とする理由

埜昌樹氏は、損害保険会社の財務部門での長年の経験ののち、経営企画・IR関連部門にて業務実績を残し、また取締役、監査役・監査委員を務めて企業経営およびガバナンス体制の構築に携わってこられました。その実力を当社の監査、監督に向けて発揮していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

4

いり え
入江

まもる
護

1958年11月9日生（満61歳）

所有する当社株式数 0株

新任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当

1982年4月	安田生命保険相互会社入社	2015年4月	同社内部監査部首席内部監査役
2004年1月	明治安田生命保険相互会社横浜支社総務部長	2016年4月	同社人事部部長
2005年4月	同社鹿児島支社総務・内部管理推進部長	2018年4月	明治安田損害保険株式会社企画部長
2008年4月	同社検査部検査役	2018年11月	同社企画部業務役（現任）

重要な兼職の状況

なし

監査等委員である社外取締役候補者とする理由

入江護氏は、生命保険会社において総務部、検査部、内部監査、人事部等の業務を歴任され、豊富な知識と確かな実力を有しております。これから当社の経営全般の監査、監督に役立てていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- （注） 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大日方勝彦氏、埜昌樹氏、入江護氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 大日方勝彦氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

4. 当社と大日方勝彦氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当社は大日方勝彦氏との間で会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を限度とする契約を継続する予定であります。
また、当社は樋口淳一氏、塙昌樹氏、入江護氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 社外取締役大日方勝彦氏は当社が上場する東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
塙昌樹氏、入江護氏は東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。

第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、当初2008年3月24日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2017年6月29日開催の当社第116期定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下「現プラン」といいます。）、その有効期限は、本総会終結の時までとなっております。当社では、現プランへ継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非を含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

当社は、かかる検討の結果、2020年5月25日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決定いたしましたのでお諮りするものであります。

本プランへの継続につきましては、当社監査等委員3名（うち社外取締役2名）および監査等委員である取締役以外の社外取締役2名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを前提として、本プランの継続に同意しております。また、本日現在、当社株式の大規模な買付行為等の具体的提案はなされておられません。

本プランの現プランからの主な変更点は以下のとおりです。

- ① 対抗措置を発動することができる場合を、原則として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および株主意思確認総会において発動の決議がされた場合に限り、例外的に取締役会の判断をもって発動できる場合をいわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収に限定しました。
- ② その他語句の修正、文言の整理等軽微な変更を行いました。

1. 承認の対象となる本プランの内容

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして現プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かか

る買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役（監査等委員であるものを含みます。）または社外有識者（注4）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プランへの継続時に就任予定の独立委員会候補の氏名・略歴は別紙2に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動（後記5.の株主意思確認総会を開催するか否かについての判断も含みます。）について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有す

る誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- (a) 大規模買付者の名称、住所
- (b) 設立準拠法
- (c) 代表者の氏名
- (d) 国内連絡先
- (e) 提案する大規模買付行為の概要
- (f) 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨および必要に応じ、その内容について公表いたします。

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記4. (1) (a) ~ (f) までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとしします。

- (a) 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- (c) 大規模買付行為の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- (d) 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (e) 大規模買付行為の完了後に想定している当社および当社グループ会社の役員候補（当社および当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社および当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループ会社との関係に関する変更の有無およびその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者が

ら合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、適宜合理的な期限（最初に必要情報の提供を要請した日から起算して60日を上限とします。）を設けた上で、大規模買付者に対して必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報の全てが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記（3）の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

（3）当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立委員会とは別の独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会として意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

ア 株主意思確認総会の判断を踏まえた対抗措置の発動または不発動

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、当社は、当社取締役会が、独立委員会の諮問を最大限尊重した上で、大規模買付行為について検討した結果、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、下記イの(a)から(e)のいずれかに該当する場合を除いて、対抗措置の発動または不発動の是非について、下記(4)に定める株主の意思を確認するための株主総会(本プランにおいて「株主意思確認総会」といいます。)を招集します。そして、当社取締役会は、株主意思確認総会の結果に従い、対抗措置の発動または不発動を決定します。その手続の詳細は、下記(4)記載のとおりです。

イ 取締役会の判断による対抗措置の発動

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、以下の(a)から(e)のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、例外的に、株主意思確認総会を経ずに、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- (a) 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- (b) 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (c) 当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (d) 当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を

行うことをいいます。) など、株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、上記（1）または（2）の手續に従い、対抗措置を発動することが適切と判断した場合、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の具体的な内容、およびその必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決定を行います。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定しておりません。

(4) 株主意思確認総会

当社取締役会は、株主意思確認総会を開催する場合には、株主の皆様にご本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催します。

当社取締役会において、株主意思確認総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

株主意思確認総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示します。

株主意思確認総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、その決議に従うものとします。具体的には、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が否決された場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。この場合、株主意思確認総会の終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。

他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、その終結後、速やかに、当社取締役会は対抗措置を発動するために必要となる決議を行います。この場合、当該取締役会終結の時をもって株主検討期間は終了することとします。株主意思確認総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(5) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4.（1）「大規模買付者による意向表明書の

当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までの期間を大規模買付行為待機期間とします。株主検討期間を設ける場合は、上記4.(1)「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から株主検討期間終了までの期間を大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(6) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)、(2)に従い、当社取締役会または株主意思確認総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、本議案の決議をもって発効することとし、有効期限は2023年6月30日までに開催予定の当社第122期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

II. 補足説明

本プランの内容は、上記 I. に記載のとおりですが、①株主の皆様にご与える影響等、ならびに②本プランの合理性については、それぞれ以下の通りです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認いただければと存じます。

1. 本プランが株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報および提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切なご判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご利益に資するものであると考えております。

なお、上記 I. 5. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、上記 I. 5. (1)、(2) の手続に従い、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

2. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1.1.「本プランの目的」に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

- (3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意見を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

さらに、本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場合を、原則とし

て、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合および株主意思確認総会において発動の決議がされた場合に限り、例外的に取締役会の判断をもって発動できる場合をいわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収に限定しており、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が可及的に反映される設計としております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅰ. 5. 「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

(5) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を1年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役（監査等委員であるものを含む。）または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

小池 達子 (こいけ たつこ)

(1957年11月21日生)

- 1980年 4月 愛媛放送株式会社 (現 株式会社テレビ愛媛) 入社
- 1981年 10月 フリーアナウンサー
- 2011年 1月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)
- 2011年 1月 銀座総合法律事務所入所 (現任)
- 2018年 7月 アゼアス株式会社 補欠監査役 (社外) (現任)
- 2019年 6月 当社取締役 (社外) (現任)

大日方 勝彦 (おびなた かつひこ)

(1955年5月21日生)

- 1979年 4月 安田生命保険相互会社 入社
- 2003年 8月 安田投信投資顧問株式会社常務取締役業務本部長
- 2005年 12月 明治安田生命保険相互会社証券運用部長
- 2009年 4月 安田投信投資顧問株式会社常務取締役投信業務本部長
- 2010年 10月 明治安田アセットマネジメント株式会社取締役常務執行役員
- 2014年 4月 同社常勤監査役
- 2016年 6月 当社取締役常勤監査等委員 (社外) (現任)

埴 昌樹 (はなわ まさき)

(1958年2月16日生)

- 1981年 4月 安田火災海上保険株式会社 入社
- 2006年 4月 損保ジャパンひまわり生命株式会社取締役執行役員経営企画部長
- 2009年 4月 株式会社損害保険ジャパン経営企画部長兼統合準備室長
- 2010年 4月 同社執行役員経営企画部長
- 2012年 4月 同社常務執行役員
- 2014年 4月 同社取締役常務執行役員
- 2014年 9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社取締役常務執行役員
- 2016年 4月 同社顧問
- 2016年 6月 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社
(現 SOMPOホールディングス株式会社) 監査役
- 2019年 6月 SOMPOホールディングス株式会社取締役 (常勤監査委員) (現任)

入江 護 (いりえ まもる)

(1958年11月9日生)

1982年 4月 安田生命保険相互会社 入社
2004年 1月 明治安田生命保険相互会社横浜支社総務部長
2005年 4月 同社鹿児島支社総務・内部管理推進部長
2008年 4月 同社検査部検査役
2015年 4月 同社内部監査部主席内部監査役
2016年 4月 同社人事部部次長
2018年 4月 明治安田損害保険株式会社企画部長
2018年 11月 同社企画部業務役 (現任)

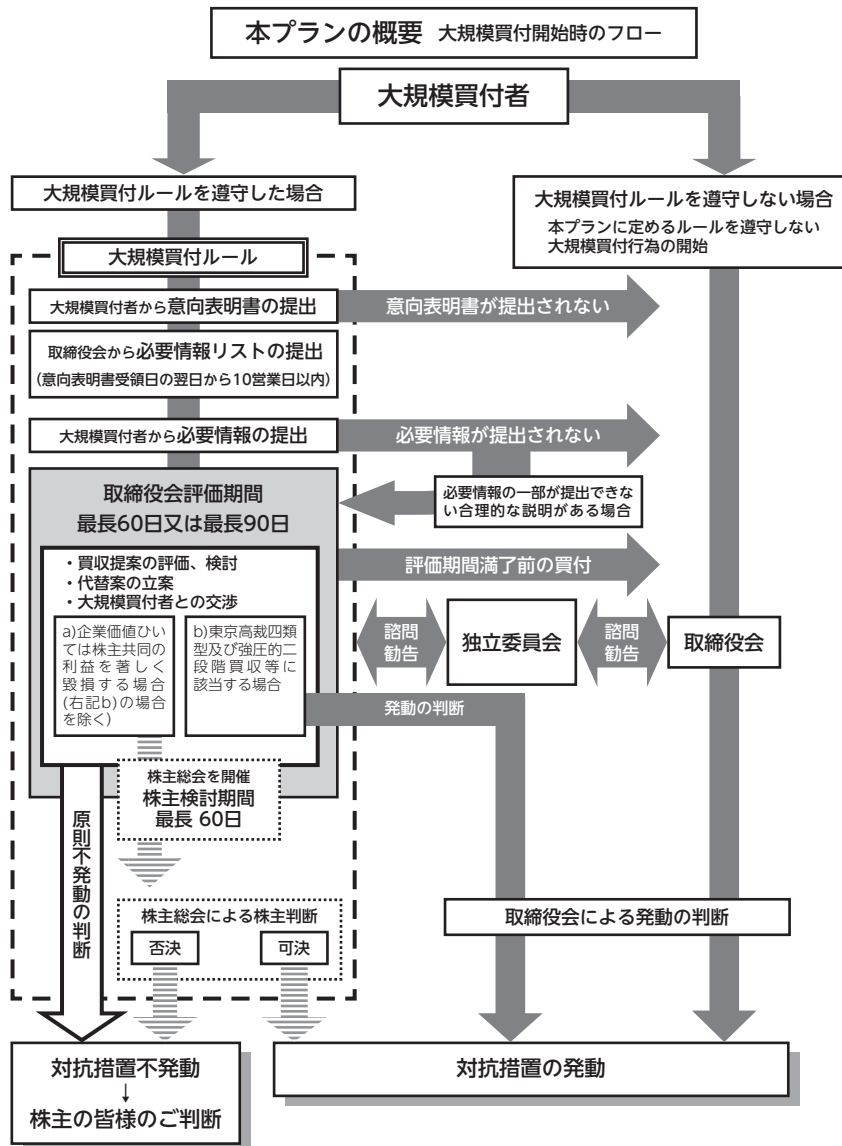
- (注) 1. 上記4氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。
2. 小池達子氏、大日方勝彦氏は現在、当社の社外取締役であり、本株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。また、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同選任議案が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、本株主総会において、埴昌樹氏、入江護氏を当社の社外取締役（監査等委員）とする取締役選任議案を提出する予定です。
また、当社は、同選任議案が承認可決された場合、埴昌樹氏、入江護氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付しない。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以上

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が続き、設備投資も堅調に推移するなど全体的には緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により経済活動が大きく制限を受け、景気後退の動きが急速に進んでおります。また、感染の収束が見えないなか、今後の先行き不透明感がより一層強まっております。

このようななか、当連結会計年度の売上高は、325億2百万円（前期比14.2%減）となりました。

利益面におきましては、営業利益9億4百万円（前期比64.0%減）、経常利益11億円（前期比60.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億2千4百万円（前期比88.2%減）となりました。

次に各事業の概況についてご報告申し上げます。

[エレクトロニクス事業]

エレクトロニクス事業の売上高は前期比10.6%増の90億8千4百万円（総売上高の27.9%）となりました。

注力製品である携帯端末向け無線基地局用電源の伸長、医療用や環境関連の高電圧電源が堅調を維持し全体として売上増となりました。

[メカトロニクス事業]

メカトロニクス事業の売上高は前期比55.5%減の34億7千2百万円（総売上高の10.7%）となりました。

MDB(Mobile Display Bonder)はスマートフォン市場の成熟化による需要鈍化が見られ、前期比大幅減となりました。

[ケミトロニクス事業]

ケミトロニクス事業の売上高は前期比7.3%減の105億5千4百万円（総売上高の32.5%）となりました。

化粧品分野は好調な推移を見せたものの、主力である自動車分野の売上減少と、一部海外拠点の低調な売上等が影響し、全体として減少となりました。

〔コンポーネント事業〕

コンポーネント事業の売上高は前期比10.4%減の93億9千1百万円（総売上高の28.9%）となりました。

装置産業向け等が回復せず、減少となりました。

事業の種類別売上高の推移

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度	前連結会計年度	前期比増減率
エレクトロニクス事業（百万円）	9,084	8,212	10.6%
メカトロニクス事業（百万円）	3,472	7,807	△55.5%
ケミトロニクス事業（百万円）	10,554	11,381	△7.3%
コンポーネント事業（百万円）	9,391	10,483	△10.4%
合計（百万円）	32,502	37,884	△14.2%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、コンポーネント事業の精密機構部品の生産設備およびメカトロニクス事業の実験機を中心に総額7億6千万円を投資しております。

③ 資金調達の状況

当社は、機動的な財務戦略をとり、資金の効率的な調達を行うため、2019年9月13日に取引銀行7行と総額50億円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

当連結会計年度末における特定融資枠契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

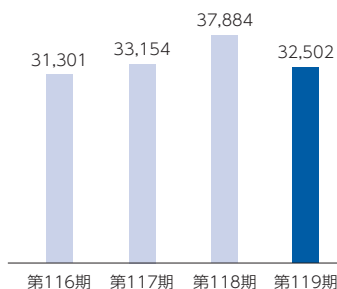
特定融資枠契約の総額	5,000百万円
当連結会計年度末借入実行残高	- 百万円
差引残高	5,000百万円

(2) 財産および損益の状況

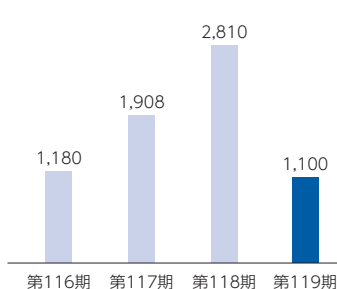
期 別 項 目	第116期 (2017年3月期)	第117期 (2018年3月期)	第118期 (2019年3月期)	第119期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	31,301	33,154	37,884	32,502
経常利益 (百万円)	1,180	1,908	2,810	1,100
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△1,376	868	1,900	224
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△41.32	130.62	287.52	35.09
総資産 (百万円)	42,258	45,374	45,512	44,400
純資産 (百万円)	23,692	25,322	25,410	24,879

(注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株を1株に株式併合しております。また、1株当たり当期純利益につきましては、株式併合が第117期の期首に行われたと仮定して算出してあります。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第118期の期首から適用しており、第117期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

■ 売上高 (百万円)



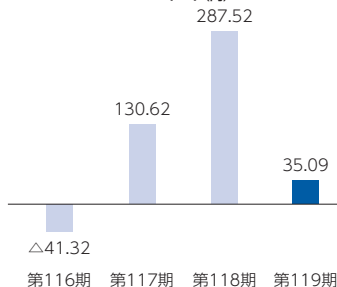
■ 経常利益 (百万円)



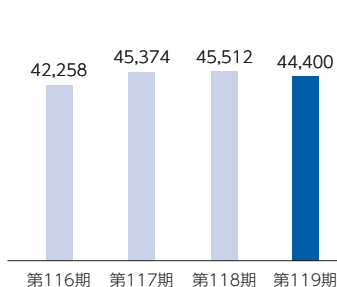
■ 親会社株主に帰属する当期純利益
又は当期純損失(△) (百万円)



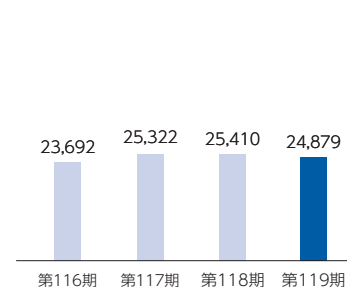
■ 1株当たり当期純利益
又は当期純損失(△) (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
北海道オリジン株式会社	300	100	半導体デバイスおよび精密機構部品の製造
埼玉オリジン株式会社	30	100	電 源 機 器 の 製 造
東邦化研工業株式会社	50	100	合成樹脂塗料の製造および販売
オリジン電気商事株式会社	45	70	各 種 製 品 の 販 売
	万米ドル		
上海欧利生東邦塗料有限公司	602	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生塗料（天津）有限公司	585	88 (29)	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利生東邦塗料（東莞）有限公司	300	60	合成樹脂塗料の製造および販売
欧利晶精密機械（上海）有限公司	80	100	精密機構部品の製造および販売
	千タイバーツ		
オリジン・イーソン・ペイント株式会社	30,000	45	合成樹脂塗料の製造および販売

(注) 1. 当社の出資比率の（ ）内は、間接出資比率であり、内数となっております。
2. 2020年4月1日付でオリジン電気商事株式会社は株式会社オリジン商事に商号変更いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、米中貿易摩擦の影響や新型コロナウイルス感染症の影響による国内外経済の更なる下振れが懸念されており、景気の先行きは極めて厳しい状況が続くものと思われまます。

新型コロナウイルス感染症の影響として、部品調達の遅れ、顧客の製造拠点の稼働低下に伴う受注減少および納入地の渡航禁止等による立会作業の遅延による売上減少等が想定されます。

このような状況の中で新規市場の開拓・構築を進めることで安定した売上確保を図ると共にグループ全体で更なる成長に努めてまいります。

事業セグメント毎の具体的な施策は以下のとおりです。

[エレクトロニクス事業]

市場のグローバルな競争激化が予想される中、医療用、環境関連の高電圧電源など主力製品で製品開発力の強化、コストダウンを推進します。情報通信分野では顧客ニーズを的確に把握し、付加価値提案による新規開拓を図ります。また、業務効率化等を継続推進し、収益力の強化を図ります。

[メカトロニクス事業]

MDB (Mobile Display Bonder)、車載・産業用DB (Display Bonder) は多様化するディスプレイパネル需要に応じた製品対応に努め、ディスプレイ市場への販売を押し進めてまいります。

光半導体用溶接機(CSW)、真空ソルダリングシステム(VSM)は海外生産推進による価格競争力向上を図り、関連市場での拡販を進めてまいります。これら製品の更なるグローバル化を進め、各分野の売上拡大による収益の安定化を目指します。

[ケミトロニクス事業]

国内外にて自動車市場売上の維持拡大と、新規市場、特にインフラ市場への参入を目標とし、環境対応塗料並びに機能性塗料の拡販を進めます。製造工程、生産技術および原材料の見直しを図り、原価低減を進め利益体質の更なる改善を目指します。

[コンポーネント事業]

事務機器においてはペーパーレス化が進む中、これまでの中速機種が主流であった製品群から、低速機種までの用途開拓・品種拡充を行い、売上の裾野拡大を図ります。また高精度研削や研磨技術を応用した製品をはじめ、複合化による高付加価値製品等への移行により、今後伸長する市場への早期参入を図ります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社18社および関連会社2社で構成されており、エレクトロニクス事業、メカトロニクス事業、ケミトロニクス事業、コンポーネント事業を展開しております。

主要製品の製造および販売は次のとおりであります。

部	門	製 品 名
エレクトロニクス事業	電 源 機 器	各種直流電源機器、液晶製造装置用高電圧電源機器、直流高電圧電源機器
メカトロニクス事業	シ ス テ ム 機 器	モバイルディスプレイ貼合せ装置（MDB）、車載・産業用ディスプレイ貼合せ装置（DB）、大型溶接機（RMW）、光半導体用キャップシーラー（CSW）、真空ソルダーリングシステム（VSM）、および各種システム機器
ケミトロニクス事業	合 成 樹 脂 塗 料	プラスチック用塗料、プラスチック用水系塗料、非鉄金属用塗料、UV硬化塗料、触感塗料、真空蒸着用塗料
コンポーネント事業	半導体デバイス/精密機構部品	高速ダイオード、整流ダイオード、ショットキーバリアダイオード、サージ吸収素子等の半導体およびその複合モジュール、ミニチュアベアリング、ワンウェイクラッチ、トルクリミッタ、小型メカニカル製品およびその複合品

(6) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

名 称		所 在 地
株 式 会 社 オ リ ジ ン	本社さいたま新都心オフィス	埼玉県さいたま市中央区
	本社事業所	埼玉県さいたま市桜区
	間々田工場	栃木県小山市
	瑞穂工場	東京都西多摩郡瑞穂町
	吉見工場	埼玉県比企郡吉見町
	大阪支店	大阪府大阪市北区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
台湾支店	台湾桃園市桃園区	
北海道オリジン株式会社(子会社)	本社および工場	北海道三笠市
埼玉オリジン株式会社(子会社)	本社および工場 第二工場	埼玉県比企郡吉見町 茨城県結城市
東邦化研工業株式会社(子会社)	本社および工場	埼玉県さいたま市岩槻区
オリジン電気商事株式会社(子会社)	本 社	大阪府大阪市北区
上海欧利生東邦塗料有限公司(子会社)	本社および工場	中国上海市
欧利生塗料(天津)有限公司(子会社)	本社および工場	中国天津市
欧利生東邦塗料(東莞)有限公司(子会社)	本社および工場	中国東莞市
欧利晶精密機械(上海)有限公司(子会社)	本社および工場	中国上海市
オリジン・イーソン・ペイント株式会社(子会社)	本社および工場	タイ国バンコク市

(注) 2020年4月1日付でオリジン電気商事株式会社は株式会社オリジン商事に商号変更いたしました。

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,203 (168) 名	△9 (-) 名

(注) 使用人数は従業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
711 (28) 名	△3 (2) 名	43.8歳	16.7年

(注) 使用人数は従業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	485百万円
明治安田生命保険相互会社	322百万円
株式会社埼玉りそな銀行	310百万円
みずほ信託銀行株式会社	208百万円

(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 26,600,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 6,699,986株 |
| ③ 株主数 | 4,629名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
オリジン取引先持株会	400千株	6.24%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	376千株	5.87%
株式会社みずほ銀行	308千株	4.81%
明治安田生命保険相互会社	302千株	4.72%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	261千株	4.09%
株式会社りそな銀行	156千株	2.43%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	132千株	2.07%
トーア再保険株式会社	121千株	1.89%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	112千株	1.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	111千株	1.74%

- (注) 1. 持株数の千株未満は、切り捨てております。
 2. 持株比率は、自己株式 (290,949株) を控除して計算しております。
 3. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入しております。
 4. 自己株式には、株式給付信託 (B B T) の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が保有する当社株式28,200株は含んでおりません。
 5. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日に損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	妹尾 一 宏	
取締役常務執行役員	篠原 信 一	研究開発統括、新規事業企画推進担当
取締役常務執行役員	源島 康 広	技術開発統括
取締役上席執行役員	高木 克 征	総務担当
取締役執行役員	樋口 淳 一	経理担当
取締役執行役員	石田 武 夫	コンポーネント事業部長
取締役執行役員	琴寄 正 彦	品質統括室長、本社事業所長
取 締 役	東 條 宏 史	
取 締 役	小 池 達 子	銀座総合法律事務所弁護士、東京地方裁判所民事調停員、 駒澤大学評議員
取締役 (常勤監査等委員)	戸 塚 晶 一	
取締役 (常勤監査等委員)	大日方 勝 彦	
取締役 (監査等委員)	高 田 忠 美	

- (注) 1. 2019年6月27日開催の第118期定時株主総会において、東條宏史氏が取締役 (監査等委員) を辞任して取締役に就任いたしました。
2019年6月27日開催の第118期定時株主総会において、小池達子氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役小池達子氏は弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役東條宏史氏、小池達子氏、取締役 (監査等委員) 大日方勝彦氏、高田忠美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 当社は、取締役 (監査等委員) の監査・監督機能を強化し、取締役 (監査等委員を除く) からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、戸塚晶一氏、大日方勝彦氏を常勤の取締役 (監査等委員) に選定しております。
5. 社外取締役東條宏史氏、小池達子氏、社外取締役 (監査等委員) 大日方勝彦氏、高田忠美氏は、当社が上場する東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役である東條宏史氏、小池達子氏、取締役（監査等委員）である戸塚晶一氏、大日方勝彦氏、高田忠美氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	9名	180百万円
取締役（監査等委員）	4名	43百万円
合計（うち社外役員）	13名（5名）	223百万円（48百万円）

- (注) 1. 支給額の百万円未満は、切り捨てております。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第115期定時株主総会において年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第117期定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
 5. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は2名）、監査等委員は3名（うち社外取締役は2名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2019年6月27日開催の第118期定時株主総会において取締役（監査等委員）を退任した東條宏史氏を含んでいるためです。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 重要な兼職先と当社との関係
 該当事項はありません。
 ロ. 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会および監査等委員会への出席状況

氏 名	地 位	主な活動状況
東條 宏史	社外取締役	当該事業年度開催の取締役会には22回中22回、また監査等委員在任中は監査等委員退任までに開催された監査等委員会には8回中7回に出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
小池 達子	社外取締役	社外取締役就任後に開催の取締役会には15回中15回全てに出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
大日方 勝彦	社外取締役（監査等委員）	当該事業年度開催の取締役会には22回中22回、また監査等委員会には12回中12回全てに出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。
高田 忠美	社外取締役（監査等委員）	当該事業年度開催の取締役会には22回中22回、また監査等委員会には12回中12回全てに出席し、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 協立監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当社監査等委員会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料の入手と報告の聴取等を通じ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 海外にある当社の重要な連結子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

「監査等委員会規則第17条第1項第1号」並びに「監査等委員会監査等基準第37条第1項」に基づき、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を以下のとおり定める。

イ. 解任

当社は、会計監査人が会社法第337条第3項第1号に定める会計監査人の欠格事項に該当することとなった場合の他、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づいた監査等委員会の決定により解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

ロ. 不再任

当社は、会計監査人が会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りであります。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため、オリジングループ行動憲章を定め、当社グループ全体に周知徹底させる。

- ロ. 当社は、「コンプライアンス委員会」を設置し、担当取締役を置き、「コンプライアンス基本規程」を定め、定期的にコンプライアンス方針・実行計画を策定し、それを実施する。
- ハ. 当社グループの取締役および使用人に対し、研修、マニュアル作成・配布を行うことにより、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ニ. 当社は、「公益通報規程」を定め、組織的または個人的な法令違反行為等の通報を広く受け付ける窓口を設置し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
会社は、通報したことを理由として通報者に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。
- ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する。
- ヘ. 当社は、監査等委員会を設置し、取締役は監査の補助スタッフの充実、その独立性の確保および内部監査室・各業務運営組織との連携の促進など監査等委員会監査の実効性の確保に留意する。
- ト. 当社は、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役・執行役員を選解任および取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員の報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**
- イ. 重要な意思決定および報告に関しては、議事録や稟議書等の文書の作成、保存および廃棄に関する基本的管理事項を「文書取扱規程」に定め、対応する。
- ロ. 情報管理については、「情報管理規程」の他、法令・社内規程に基づき、基本方針を定め、対応する。
- ハ. 取締役は、「文書取扱規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ **当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制**
- イ. 当社は、リスク管理全体を統括する「リスクマネジメント委員会」を設置し、担当取締役を置き、「リスクマネジメント基本規程」を定め、リスク管理体制の構築および運用を行う。
- ロ. 各事業部門および子会社は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。また各事業部門長および子会社取締役は、定期的もしくは取締役会の要請に応じて、リスク管理の状況を当社取締役会に報告する。
- ④ **当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- イ. 当社は、定例の取締役会を毎月2回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
また、業務の運営については、3カ年事業計画を立案し、全社的な目標を設定する。各事業部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- ロ. 当社は、代表取締役社長・担当取締役および各事業部門長を中心とした経営会議を毎月2回開催し、各部門および子会社の業務執行に関し、報告、課題の提起、協議または調整を行う。
- ⑤ **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- イ. オリジナルグループ行動憲章に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスを統制・推進する体制をとる。また、当社に子会社管理の担当部署を置き、子会社の自主性を尊重するとともに、事業内容の定期的な報告と重要な案件についての事前協議を行う。
- ロ. 監査等委員会および内部監査室は、海外を含めた当社グループの定期的な監査を実施し、監査結果を取締役会・担当部署に報告する。
- ⑥ **財務報告の信頼性を確保するための体制**
- 当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保および内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制委員会」を設置し、担当取締役を置き、「財務報告に係る

内部統制基本規程」を定め、財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、整備、運用、評価および継続的な見直しを行う。

⑦ **監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

イ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の配置の必要性が生じた場合、または監査等委員会からの求めがあるときは、速やかに監査等委員会の業務補助のための監査等委員会スタッフを置くような体制を整備し、その業務内容については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が協議決定する。

ロ. 人事等については、監査等委員会の事前同意を得るものとする。

⑧ **取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制およびこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

イ. 当社および当社グループの取締役、監査役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるときは、直ちに監査等委員会に報告する。

ロ. 前号に従い、監査等委員会への報告を行った当社および当社グループの取締役、監査役および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。

⑨ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員からその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払い、または債務の処理の請求があった場合は、直ちにこれを支払う。

⑩ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ. 監査等委員会は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、役員会や経営会議、各委員会などの会議に出席するとともに、稟議書や重要な文書を閲覧し、必要に応じてその説明を求めることとする。

ロ. 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見の交換、情報の聴取等を行うなど連携を図る。

ハ. 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効率的な監査の遂行を図る。

(6) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **内部統制システム全般**

当社および子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制に係る組織がモニタリングし、改善を進めております。また、内部統制に係る組織は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

② **コンプライアンス**

コンプライアンスに係る教育は定期的実施しており、当社および子会社ならびにその全役職員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。

また、当社は公益通報の窓口を設置しており、社内のみならず、取引先などの外部からの通報も受け付け、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ **リスク管理**

当社および子会社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、および万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、

当社のリスクに関する組織としてリスクマネジメント委員会（当事業年度は7回開催）を設置し、危機管理に必要な体制を整備しております。

④ **当社グループにおける業務の適正の確保**

グループ各社への取締役の派遣・株主権の行使、内部監査室によるグループ各社への内部監査の実施、グループ各社管理部門の設置等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めています。

また、当社およびグループ各社における取締役会の十分な監視・監督機能の発揮のため、社外取締役を選任したことにより、当社およびグループ各社のガバナンス強化に努めております。

⑤ **監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等**

監査等委員会は、取締役会、経営会議およびその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。

また、会計監査人、内部監査室との内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

(7) **会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

① **会社の支配に関する基本方針**

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等が為された場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉が必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

したがいまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものとしては不適切であると考えております。

② **会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み**

当社では、多くの投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

イ. 当社経営理念

当社は、創業以来、時代の求める技術を独自に開発し「カスタム製品の開発」と「製品の多様化」を事業指針として事業領域の拡大を図ってまいりました。当社は現在、経営理念として、人

類社会に役立つ存在感あふれる企業を目指し、

- ・世界中から情報が集まり人が集まる「開かれた企業」となる
- ・オンリーワン技術を磨く「独自性ある企業」となる
- ・チャンスを与え失敗を乗り越え、任せることの出来る「自己実現の場である企業」となる

新たな価値を創造し、社会に貢献する企業となる

を掲げ、コア技術の更なる強化、新技術、新市場へのチャレンジで価値創造・向上に努めております。

ロ. 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは2019年4月1日開始年度から3ヵ年中期経営計画を策定いたしました。その内容は次のとおりであります。

ビジョン『グループ全体による斬新なアイデアときらりと光る技術力で新たなソリューションを提供できる企業を目指します』、スローガン『NEWオリジン NEWステージ』を掲げ、事業の再編・再構築を加速させ、収益の安定化および発展に努めてまいります。

その基本戦略は以下のとおりであります。

① 機構改革

- ・部門間の横串連携を強化し、事業シナジーを創出します。
- ・収益改善部門における製品ポートフォリオの見直しを行い、安定した収益体制を確立します。
- ・生産ロケーションの再構築を行い、生産効率の向上を図ります。
- ・社員の意識、行動の変革を促し、新たなステージに挑戦できる人財を育成いたします。

② マーケティング&開発体制の刷新

- ・4事業のマーケティング情報と技術を統合的に分析、合致させる体制を構築し推進します。
- ・材料や部品など川上製品の研究と全社的なターゲット市場に開発リソースを投入し、新たな事業基盤立ち上げに向けた技術の創出を行います。
- ・オープンイノベーションなど、既存技術領域に留まらない研究開発体制を構築します。

③ グループ内連携の強化

- ・新分野技術への応用展開に向けて、既存技術の課題抽出と対策により、各事業の技術力強化を図ります。
- ・事業間の連携による技術補完と融合および外部技術の導入などにより、高付加価値製品の創出を図ります。
- ・生産販売面における事業間の相互補完強化とステークホルダーとの協業により、生産販売の効率化を図ります。

④ 販売市場の拡大

- ・国内市場の深耕、海外市場の開拓を行い、販売エリアの拡大を推進します。
- ・事業のマーケティング強化のため、販売チャネルの連携を強化し売上の拡大を目指します。
- ・事業横断による製品の複合化を行い、収益向上を図ります。

また、経営理念の実現とすべてのステークホルダーの信頼と期待に応え、かつCSR（企業の社会的責任）を果たすため、オリジングループ行動憲章に則り、これらの活動を着実に実施してまいります。

ハ. コーポレート・ガバナンス（企業統治）強化等による企業価値向上への取組み

当社は、「公正かつ健全で透明性の高い企業経営を目指す」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とし、変化の激しい市場において長期的に企業業績の成長を図り企業価値の最大化を追求するため、市場競争力の強化向上を目指しながら事業を迅速に運営し、グローバル

に展開できる効率的なグループ体制の確立と公正かつ健全で透明性の高い経営の実現に向け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

当社は、これらの取組みとともに、コンプライアンスをはじめ内部統制の強化、地球環境への配慮を進める一方、事業におけるリスクの極小化や品質向上の徹底、海外市場の開拓や成長が見込まれる分野への経営資源の傾斜配分など、当社グループ全体の構造転換も一層進めることにより、さらに株主の皆様を始め顧客、取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、中長期に亘る企業価値ひいては株主共同の利益の確保および安定的な向上に注力してまいります。

当社は、取締役会の監査・監督機能のより一層の強化とガバナンスの更なる充実を図り、経営の公正性、透明性および効率性を高めるため、2016年6月開催の第115期定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、取締役会は社外取締役3名を含む4名の監査等委員である取締役を新たに加えた構成（提出日現在の監査等委員会の構成は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役）となり、意思決定の迅速化および監査等委員会による監査・監督機能のより一層の強化等が図れ、取締役会全体の実効性が高まっております。その他、CSR委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に関わる内部統制委員会を設置し、充実したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、当初2008年6月27日開催の当社第107期定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして導入いたしました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、当社では、継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、従前の買収防衛策の一部語句の修正（以下継続後の対応策を「本プラン」といいます。）し、継続することについて、株主の皆様へ直近、2017年6月29日開催の当社第116期定時株主総会においてご承認をいただいております。

イ. 本プランの目的

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為が為された場合の対応方針を含めた買収防衛策として、2017年6月29日開催の当社定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただき、対応策の内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

ロ. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）といたします。

ハ. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理

由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、必要に応じて当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるとします。

二. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

ホ. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと取締役会が判断した場合には対応措置をとることがあります。また、当該取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の皆様のご意見を反映すべきと判断した場合には、株主総会を開催することとします。

ハ. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、2017年6月29日の当社第116期定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しており、その有効期限は第116期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとしております。

ただし、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会において承認可決を得ることとします。

また、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

イ. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足し

ています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

ハ. 株主意思を反映するものであること

本プランは、2017年6月29日開催の当社定時株主総会において、本プランの継続に関する株主の皆様のご意思を確認させていただいており、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

二. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

ホ. デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役（監査等委員であるものを除きます。）の任期を1年としており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題として考えており、内部留保金とともに1株当たり利益の配分原資の安定成長に努め、業績に見合った安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。

また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、業績等を総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては、1株につき20円とさせていただきたいと存じます。なお、中間期において、中間配当金1株につき20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき40円となります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	26,704	流 動 負 債	9,330
現金及び預金	8,396	支払手形及び買掛金	2,576
受取手形及び売掛金	8,012	電子記録債務	3,606
電子記録債権	1,950	1年内返済予定の長期借入金	575
商品及び製品	1,598	未払法人税等	116
仕掛品	3,269	賞与引当金	546
原材料及び貯蔵品	1,807	役員賞与引当金	16
その他	1,692	前受収益	81
貸倒引当金	△21	その他	1,810
固 定 資 産	17,695	固 定 負 債	10,190
有 形 固 定 資 産	11,083	長期借入金	1,373
建物及び構築物	4,216	役員株式給付引当金	19
機械装置及び運搬具	1,275	退職給付に係る負債	3,010
土地	4,823	資産除去債務	29
建設仮勘定	73	長期前受収益	5,580
その他	694	繰延税金負債	34
無 形 固 定 資 産	635	その他	142
投 資 そ の 他 の 資 産	5,976	負 債 合 計	19,521
投資有価証券	4,488	(純 資 産 の 部)	
長期貸付金	22	株 主 資 本	20,608
繰延税金資産	416	資本金	6,103
その他	1,261	資本剰余金	3,454
貸倒引当金	△212	利益剰余金	11,711
資 産 合 計	44,400	自己株式	△661
		その他の包括利益累計額	1,599
		その他有価証券評価差額金	1,318
		為替換算調整勘定	281
		非支配株主持分	2,671
		純 資 産 合 計	24,879
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	44,400

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		32,502
売上原価		24,015
売上総利益		8,486
販売費及び一般管理費		7,582
営業利益		904
営業外収益		
受取利息及び配当金	232	
その他の営業外収益	269	502
営業外費用		
支払利息	36	
その他の営業外費用	270	306
経常利益		1,100
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	8	
固定資産売却損	9	
投資有価証券評価損	15	
関係会社整理損	85	
製品補償費	29	148
税金等調整前当期純利益		952
法人税、住民税及び事業税	410	
法人税等調整額	94	505
当期純利益		447
非支配株主に帰属する当期純利益		222
親会社株主に帰属する当期純利益		224

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,103	3,454	11,813	△523	20,847
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△323		△323
従業員奨励福利基金			△3		△3
親会社株主に帰属する当期純利益			224		224
自己株式の取得				△138	△138
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△101	△138	△239
当 期 末 残 高	6,103	3,454	11,711	△661	20,608

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,492	402	1,895	2,666	25,410
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△323
従業員奨励福利基金					△3
親会社株主に帰属する当期純利益					224
自己株式の取得					△138
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△174	△121	△295	4	△291
当 期 変 動 額 合 計	△174	△121	△295	4	△531
当 期 末 残 高	1,318	281	1,599	2,671	24,879

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	16,716	(負債の部)	7,751
現金及び預金	2,668	支払手形	381
受取手形	240	電子記録債権	3,540
電子記録債権	1,791	買掛金	1,277
売掛金	6,176	1年内返済予定の長期借入金	480
商品及び製品	1,032	リース債権	38
仕掛品	3,046	未払金	385
材料及び貯蔵品	1,035	未払費用	285
前払費用	7	未払法人税等	17
短期貸付金	53	前受金	120
未収還付法人税等	59	前受り収益	81
未収入金	169	預り保証金	34
その他の現金	446	賞与引当金	207
倒引当金	△12	役員賞与引当金	430
有形固定資産	17,144	設備関係の支払手形	16
建物	9,198	その他	181
構築物	2,826	負債合計	272
機械及び装置	107	長期借入金	9,502
車両運搬具	1,053	リース債権	1,180
工具、器具及び備品	9	役員株式給付引当金	71
土地	480	退職給付引当金	19
建物	4,548	長期前受り	2,650
建設仮勘定	102	その他	5,580
無形固定資産	69		0
ソフトウェア工	381	負債の合計	17,254
ソフトウェア仮勘定	373	(純資産の部)	
その他の資産	7	株主資本	15,282
投資その他の資産	0	資本	6,103
投資有価証券	7,564	資本剰余金	3,454
関係会社株式	3,232	資本準備金	1,600
関係会社出資	1,562	その他資本剰余金	1,854
長期貸付金	1,460	利益剰余金	6,318
破産更生債権	283	その他利益剰余金	6,318
長期前払費用	158	繰越利益剰余金	6,318
繰延税金資産	15	自己株式	△593
差入保証金	661	評価・換算差額等	1,324
その他の現金	47	その他有価証券評価差額金	1,324
倒引当金	349	純資産合計	16,606
	△205	負債・純資産合計	33,860
資産合計	33,860		

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	24,916
売上原価	19,216
売上総利益	5,699
販売費及び一般管理費	5,886
営業損失	187
営業外収益	
受取利息及び配当金	500
その他の営業外収益	418
営業外費用	
支払利息	35
その他の営業外費用	305
経常利益	390
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
固定資産除却損	8
固定資産売却損	9
投資有価証券評価損	15
関係会社株式評価損	136
関係会社整理損	85
製品補償費	29
税引前当期純利益	106
法人税、住民税及び事業税	128
法人税等調整額	83
当期純損失	105

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	6,103	1,600	1,854	3,454	6,748	6,748
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△324	△324
当 期 純 損 失					△105	△105
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△430	△430
当 期 末 残 高	6,103	1,600	1,854	3,454	6,318	6,318

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△456	15,850	1,487	1,487	17,337
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△324			△324
当 期 純 損 失		△105			△105
自 己 株 式 の 取 得	△137	△137			△137
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△163	△163	△163
当 期 変 動 額 合 計	△137	△567	△163	△163	△731
当 期 末 残 高	△593	15,282	1,324	1,324	16,606

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社オリジン
取締役会 御中

協立監査法人

東京事務所

代表社員 公認会計士 朝 田 潔 ㊟
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 田 中 伴 一 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オリジンの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリジン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社オリジン
取締役会 御中

協立監査法人

東京事務所

代表社員 公認会計士 朝田 潔 ㊟
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 田中 伴一 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オリジンの2019年4月1日から2020年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の遂行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係る体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議（業績会議、戦略会議、部店長会議、品質会議、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、財務報告に係る内部統制委員会、事業計画説明会、原価会議、他）に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類（社長決裁稟議書等）を閲覧し、本社及び主要な事業所（本社事業所、間々田工場、瑞穂工場、吉見工場他）において業務及び財産の状況を調査（第2四半期、及び本決算実地棚卸監査）しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社オリジン 監査等委員会

常勤監査等委員 戸塚 晶 一 ㊟

常勤監査等委員 大日方 勝 彦 ㊟

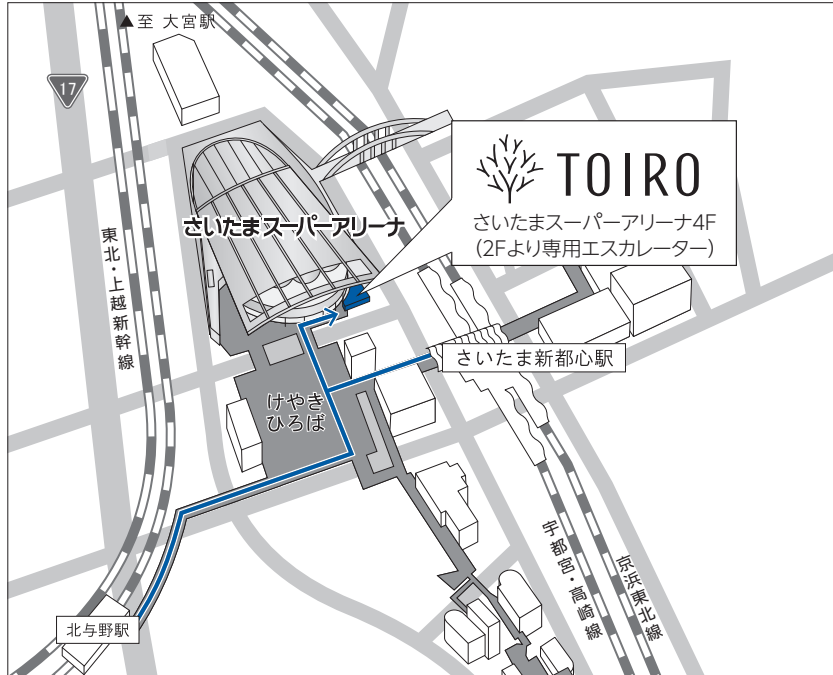
監査等委員 高 田 忠 美 ㊟

(注) 監査等委員大日方勝彦及び高田忠美は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第119期定時株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市中央区新都心8番地
さいたまスーパーアリーナ 4階 TOIRO (トイロ)
最寄り駅 J R京浜東北線・宇都宮線・高崎線
さいたま新都心駅 徒歩4分
J R埼京線 北与野駅 徒歩7分



- ◎ 株主様用の駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

お土産の配布中止について
株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、配布を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT



Origin 株式会社 オリジン